

事務連絡  
平成 31 年 4 月 26 日

保険医療機関  
保険調剤薬局  
訪問看護ステーション 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う「診療（調剤）報酬及び訪問看護療養費」の請求の取扱いについて

平素は本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、元号の変更ににつきまして、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5 月 1 日施行と定められたところです。

これに伴い、レセプト等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 診療（調剤）報酬及び訪問看護療養費の請求に係る事項

(1) 紙レセプトによる請求

「診療報酬請求書及び診療報酬明細書」「訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書」において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) 電子レセプトによる請求

記録条件仕様に年号区分コード「5：令和」が追加されたことから、新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

2 再審査等請求に係る事項（訪問看護ステーション除く）

(1) 紙による再審査等請求

再審査等請求書において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) オンラインによる再審査等請求

新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

事務担当

神奈川県国民健康保険団体連合会

審査管理課 審査管理係

TEL 045 - 329 - 3467